

坂出市手話言語条例

手話は、音声言語である日本語と異なる独自の言語体系を有する視覚言語であり、手や指、体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

このような中、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において手話が言語として認められたところであるが、ろう者や手話を必要とする人は、依然として必要な情報を得ることや他者とコミュニケーションを図ることが難しく、多くの不便や不安を感じる状況にあり、引き続き、手話を必要とする全ての人が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会を構築していかなければならない。

坂出市では、手話が言語であることを明確に位置づけ、手話に対する理解の広がりや社会的認知の拡大を図るとともに、みんなで助け合う温かい地域共生社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の推進および手話の普及ならびに地域において手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務ならびに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話 手もしくは指、体の動きまたは表情を使って概念または意見を視覚的に表現する視覚言語をいう。
- (2) 市民 市の区域内に在住し、または通勤し、もしくは通学する者をいう。
- (3) ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を使用して日常生活または社会生活を営む者をいう。

(4) 事業者 市の区域内において事業を行う個人または団体もしくは法人をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進および手話の普及は、手話が言語であるという認識の下、手話に対する理解を深め、ろう者とろう者以外の者との手話による円滑な意思疎通を図り、全ての人がお互いに人格および個性を尊重し合うことを基本理念として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を普及し、ろう者があらゆる場面で手話による円滑な意思疎通を図ることができ、自立した日常生活および地域における社会参加がしやすい環境を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会においてともに暮らす一員として、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義および基本理念に対する理解の促進ならびに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境づくりに努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話に対する理解および手話の普及を図るための施策

(2) 手話による情報の発信および情報を得る機会の拡大のための施策

(3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策

(4) 手話通訳者等の確保および養成その他手話による意思疎通支援者のための施策

(5) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策

(6) その他市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号の施策の効果的な推進に当たっては、市が別に定める障がい者の福祉に関する計画等との整合性を図りつつ、部局横断的に取り組むとともに、施策を推進するときは、ろう者その他の関係者の意見を聴き、

その意見を尊重するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条第1項各号の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。